

住民監査請求（交通局制服等の入札）の監査結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 28 年 9 月 2 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（本市の住民であることが確認できた 61 人）に通知しました。（却下）

なお、請求書に記載された住所及び氏名に基づき住民票の照会を行いました。大阪市の住民であることが確認できなかった 2 人についてはその旨通知しました。（却下。監査結果はいずれも平成 28 年 10 月 12 日決定）

1 請求の要旨

（1）措置を求める内容

交通局が平成 28 年 7 月 28 日に実施した制服等の入札について、落札業者への一切の費用につき公金支出の差し止めに勧告すること。

（2）措置を求める理由

本件入札の落札金額は、これまでに比べ著しく高額である。落札率もいずれも 90%台と高く、談合さえ疑われる。また、素材の参考銘柄は特定メーカーからのみ調達できるもので、特定メーカーと取引のない業者は入札に参加できず、しかも特定メーカーはデザインに関する随意契約の相手方である公益財団法人の役員が取締役等を務める会社で、これら特定の業者のみを参加させ利益をもたらす不当な目的によるものである。さらに、緊縮財政の中、制服リニューアルの必要性も定かでない。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の住民監査請求では、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）につき、具体的な理由により当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすとされ、（i）請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、（ii）請求の要旨を裏づけるものと客観的に認められる書面（以下「事実証明書」という。）を添えて請求する必要があるとされている。

本件請求における請求人の主張（1）ないし（4）について、要件を満たすか検討する。

（1）落札金額について

請求人は、前回と今回の契約について共通点や相違点等を比較せずに落札金額を比較するのみで、上記（i）の要件である「具体的な理由により」違法不当を摘示しているとはいえない。

（2）談合について

請求人は、落札率が高く談合が疑われると主張するが、この主張のみでは（i）の要件に照らし、具体的な理由により当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示しているとはいえない。

なお、請求人提出の事実証明書では落札率 99.99%のものがあるが、本件入札は 2 回の入札で落札されず、最低の入札価格を示した業者を受注予定者に決定した際の金額が 99.99%であることがうかがえるのみで、具体的な理由により当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示しているとはいえない。

（3）参考銘柄について

参考銘柄に係る請求人の主張は（i）の要件を満たす。しかし、請求人提出の事実証明書には制服等の生地を参考銘柄に限る記載はないから、請求人主張の事実は認められず、（ii）の要件を満たさない。

（4）リニューアルの必要性について

住民監査請求では、対象となる財務会計上の行為の原因となる行為（先行行為）に違法又は不当があれば、財務会計上の行為が違法又は不当となる場合がある。

仮に、制服リニューアルの決定行為を先行行為と捉え、その違法不当性を主張するものと解するとしても、請求人は、緊縮財政の中リニューアルの必要性が定かではないと主張するのみで、リニューアルの決定行為の具体的な違法不当性を摘示しておらず、（i）の要件を満たさない。

以上より、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。